

## 江東区 緊急一時保護施設 リバーハウス東砂の利用案内

緊急一時保護施設「リバーハウス東砂」は、主たる介護者の緊急又は一時的な理由によって、介護を要する障害者の方が家庭における介護を受けることが困難になった時に利用するための緊急一時保護施設です。

【対象者】 6歳（未就学児を除く）以上 65歳未満で、区内に居住し、日常生活において介護を要する方で、障害の程度が以下のいずれかに該当する方。

(1) 身体障害者手帳1～2級 (2) 愛の手帳1～4度 (3) 脳性まひ、進行性筋萎縮症

【非該当】次の方は、この施設の利用ができません。

- (1) 短期入所を利用できる方 (2) 介護保険サービス利用者  
(3) 感染症疾患を有する方 (4) 医療機関等の専門的な治療やケアを必要とする方  
※ただし、一定の条件下で医療的ケアを伴う緊急一時保護も実施しています

<医療的ケアとは>

治療を目的とするものではなく、障害に伴い日常的に生命の維持、健康状態の維持・改善のために必要な生活介護を目的とした主治医の指示の下に行う行為のことです。

※リバーハウス東砂は、障害者総合支援法に基づく「短期入所」（3床）を併設しているため、「短期入所」を優先して利用していただいております。

【利用方法等】※申請時に、案内状など理由を証明する書類が必要です。

利用区分	利用条件	利用日数等
緊急一時保護	主たる介護者が以下の理由で、一時的に介護ができず、他に介護する者がいない場合。 ① 疾病、出産、事故等に伴う通院又は入院 ② 近親者（三親等内の親族）の冠婚葬祭への出席	1回につき 2泊3日以内（要証明） ※介護に必要な最小限の日数
特別緊急一時保護	主たる介護者が特に緊急を要する以下の理由で、一時的に介護ができず、他に介護する者がいない場合。 ① 急な疾病、出産、事故等に伴う通院又は入院 ② 近親者（三親等内の親族）の葬儀への出席	1回につき 2泊3日以内（要証明） ※介護に必要な最小限の日数

## 申請方法

1. リバーハウス東砂に電話等により、空き状況を確認してください。
  2. 利用される前に、面談が必要な場合（初めて利用される方、前回の利用から一定の期間ご利用のない方など）は、日程調整の上、面談を行います。
  3. 「緊急一時保護利用申請書」と「該当する事由を証明する書類（病院の予約票、通知書、案内状等）（写し可）」を、リバーハウス東砂に申請してください。
- なお、申請可能期間は下記のとおりです。

利用区分	申請可能期間
緊急一時保護	利用日の3か月前から前日の正午まで
特別緊急一時保護	利用日の5日前から前日の正午まで

利用定員 2名

- 利用料金
- ①利用料金 1日あたり700円（免除あり）
  - ②光熱水費 1日あたり100円（7月、8月、11月～3月は140円）
  - ③食費 朝食350円、昼食400円、夕食550円
  - ④日用品費 実費相当額

※直接リバーハウス東砂にお支払いください。

※利用者が緊急一時保護の利用の申請の日において、下表に定める所得区分に該当する場合は、利用料金は免除となります。免除を受けようとする利用者は、「緊急一時保護費用負担免除申請書」、「免除を証明できる書類」をリバーハウス東砂に申請してください。

所得区分	世帯の収入状況
生活保護	生活保護受給世帯
低所得	区民税非課税世帯

世帯の範囲は、利用者が18歳以上の場合にあつては、利用者及び配偶者とし、18歳未満のときは、利用者の保護者が属する住民基本台帳上の世帯とします。

## 注意事項

1. 利用者の送迎は、ご家族の方をお願いします。リバーハウス東砂では送迎は行っておりません。施設や学校の送迎バスから直行する場合は、リバーハウス東砂にその旨を伝えておいてください。
2. 利用の際は、着替え、洗面用具、服用薬、お薬手帳、保険証のコピー等をお持ちください。
3. 薬を持参する場合は、服薬、処方内容等の説明書類を提出してください。また、抗てんかん座薬や頓服薬等を持参する場合は、医師の指示書（有効期間約半年間）を提出してください。
4. 利用日の前日までに、必ず施設職員に電話等でご本人の障害状況や最近の様子等について、お話をしておいてください。
5. 利用をキャンセルする場合は、早めに連絡をお願いします。
6. 宿泊を伴わない日中のみの利用の場合は、1日利用扱いとなります。

問合せ先 リバーハウス東砂

〒136-0074 江東区東砂3-30-6 東砂福祉プラザ1階

電話03-3646-6623 FAX03-3615-1377